

令和7年度 恵庭市学童クラブ自己チェックシート

学童クラブ名： 島松第2学童クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各学童クラブ単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について、育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙の自己チェックリストにある「評価の着眼点」を参考にします。あわせて、運営指針解説書(厚生労働省作成)も参考になります。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、この自己チェックシートに記載します。  
 「○:できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」、「△:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」、「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で評価してください。  
 評価の対象に当てはまらない場合は、「—:該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を入力してください。
- ⑤また、そうした結果のみならず、そうした結論に至った理由等をコメント欄に記載してください。  
 職員間で評価結果や気づき等を共有する際に役立ちます。  
**※チェック項目のうち黄色のセルについては、学童クラブの運営主体である学校法人等の責任者(学童クラブ担当者)が回答し、各学童クラブへフィードバックしてください。**

I 運営指針第1章、第2章、第7章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第1章 総則	1. 趣旨		○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	趣旨を理解し、質の向上を図っている。
	2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の役割		○学童クラブの役割を理解している。	○	子どもの健全な育成をめざし、日々活動している。
	3. 学童クラブにおける育成支援の基本	(1)学童クラブにおける育成支援	○学童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○	子どもたちが安心安全に過ごせるように生活の場を提供している。
		(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○	保護者とは日常はアプリを通じて、もしくはお迎えの時に、学校とは必要に応じて情報交換している。
		(3)学童クラブ支援員等の役割	○学童クラブ支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○	生活(遊び・休息・おやつなど)を通じた支援を、支援員同士が協力しながら行っている。
(4)学童クラブの社会的責任		○学童クラブの社会的責任を理解している。	○	子どもの人格を尊重し、子どもの意見や思いを汲み上げられるよう努力している。	
第7章 職員の資質向上	1. 学童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○学童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、学童クラブ支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○	守秘義務の徹底を図り、子どもや保護者から知り得た情報があつた場合は、支援員間で話し合い、措置を講じている。
		(2)法令遵守のための組織的取組	○学童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての学童クラブ支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○	月1で代表定例会、年1で支援員全体のミーティングを行い、共通認識を持つ機会にしている。
	2. 要望及び苦情への対応		○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	窓口は設置していないが、要望・苦情があつた場合は、支援員間で話し合い、措置を講じている。
	3. 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○学童クラブ支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○	日々記録(日誌)をつけ、気付いたことは支援員間で情報共有し、月1ミーティングを行っている。
		(2)研修等	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○	全ての支援員と補助員が研修に2回以上参加できるよう、シフト等に配慮している。
(3)運営内容の評価と改善		○学童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	△	限られた人員と費用の中で子どもや保護者の意見の全てを取り入れるのは難しい。	
第2章 事業の対象となる子どもの発達	1. 子どもの発達理解		○学童クラブ支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子ども一人一人の成長の特徴をとらえ、より社会性のある行動ができるよう支援している。

II 運営指針第3章、第5章に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント	
第3章 学童クラブにおける育成支援の内容	1. 育成支援の内容	(1) 育成支援の内容	○ 育成支援の内容について理解している。	○	理解している。	
		(2) 育成支援の留意点	○ 育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○	それぞれの子どもの特性や子ども同士の関係性を適切に捉え、一人一人が安心して学童クラブに通えるよう支援している。	
	2. 障害のある子どもへの対応	(1) 障害のある子どもの受入れの考え方	○ 障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○	障がいのある子どもを受け入れる際に配慮すべき点を理解し、受け入れの際には面談等事前準備を徹底している。	
		(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○ 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	○	障がいのある子どもでも、学童クラブで安心して過ごせるよう、それぞれの子どもに寄り添った支援をするよう心掛けている。	
	3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1) 児童虐待への対応	○ 児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○	日頃から子どもたちの様子を観察し、虐待等が疑われるときは慌てず対応するようにしている。	
		(2) 特別な支援を必要とする子どもへの対応	○ 家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○	家庭環境の気になる子どもの情報については支援員間で共有し、必要に応じて関係機関へつなぐようにしている。	
		(3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○	周囲の子どもや保護者へ不必要に情報が広まらないように留意している。	
	4. 保護者との連携	(1) 保護者との連絡	○ 各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	△	アプリを通じて出欠の確認をしたり、お迎えの時には学童での活動の様子をお伝えしているが、一人婦りの保護者にはお伝えする事が少ない。	
		(2) 保護者からの相談への対応	○ 保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	保護者がお迎えに来た際には必ず声かけをし、良好な関係を築くよう努めている。	
		(3) 保護者及び保護者組織との連携	○ 保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	保護者会と連携して、行事を計画している。	
	5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	毎月学童クラブとしての目標や行事計画を作成するとともに、日々の子どもの様子や活動状況を記録している。	
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	学童クラブの活動に係る日々の事務等を支援員間で協力しながら取り組んでいる。	
	第5章 学校及び地域との関係	1. 学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	△	不定期ではあるが、子どもの様子などについて連絡を取り合っている。
			(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	△	明確な取り決めはないが、常識の範囲で個人情報を取り扱っている。
2. 保育園、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育園・幼稚園等との連携を図っている。	△	系列の幼稚園等とは直接連絡を取り合って情報交換や連携を図れているが、他の幼稚園・保育園とはそのような機会がない。		
3. 地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	×	特に連携はとっていない。		
4. 学校、公共施設(地区会館等)を活用して実施する学童クラブ		(1) 学校施設を活用して実施する学童クラブ	○ 学校施設を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	-		
		(2) 地区会館等を活用して実施する学童クラブ	○ 地区会館等を活用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	地区会館を利用して学童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	

III 運営指針第6章2に対応する項目

大区分	中区分	小区分	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	2. 衛生管理 及び安全対策	(1) 衛生管理	○	日頃から衛生管理を徹底し、子どもに対しても手洗いを励行している。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○	事故発生時には安全管理マニュアルに沿って対応している。
		(3) 防災及び防犯対策	○	年に一回以上避難訓練を実施し、安全管理マニュアルの内容を確認している。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○	出席予定なのに登会しない子どもについては、保護者、学校、統括責任者等に連絡し身の安全を確認している。1人帰りの子どもに対しては安全に帰宅するよう声をかけている。

IV 運営指針第4章、第6章1に対応する項目

大区分	中区分	小区分	チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備、 衛生管理及び 安全対策	1. 施設及び 設備	(1) 施設	○学童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	基準以上の専用区画を有している。
		(2) 設備、備品等	○学童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	活動に必要な設備や備品はそろっている。
第4章 学童クラブの運営	1. 職員体制	(1) 職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の学童クラブ支援員を置いている。	○	基本的に支援員3人配置している。
		(2) 育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	単位ごとに支援を行っている。
		(3) 学童クラブ支援員の雇用形態	○学童クラブ支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	安定した雇用ができるように運営している。
		(4) 勤務時間	○学童クラブ支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	開設準備の時間や日々の記録作成の時間も含めて勤務時間としている。
	2. 子ども集団の規模(支援の単位)	○適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	○	適切な子ども数の規模で運営している。	
	3. 開所時間及び開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	市の基準に従って開設できている。	
	4. 利用開始等に関わる留意事項	○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	新規で利用する児童に対しては、登会開始前に面談・説明を行い、スムーズに利用できるように対応している。	
	5. 運営主体	(1) 運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、学童クラブを運営している。	○	安定した運営ができるよう努めている。
		(2) 運営上の留意事項	○学童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	学童クラブ業務マニュアルに従って各学童クラブが運営されるよう指導している。
	6. 労働環境整備	○学童クラブの運営主体は、学童クラブ支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	支援員等の労働環境が安定するよう整備に努めている。	
	7. 適正な会計管理及び 情報公開	(1) 会計管理	○学童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	市からの委託費や補助金について、適切に管理している。
(2) 情報公開		○学童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	運営主体である学校法人の評議員会において運営状況等を報告をしている。	